



福岡医発第 158号(地)
平成18年 4月 21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



沖縄県医師国民健康保険組合規約の一部負担金割合の改正について（通知）

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、変更内容は下記の通りです。

記

1. 改正内容

種 別	現 行	改 正 後
組 合 員 従 業 員	2 割	3 割

※ただし、老人保健法の規定による医療を受ける者を除く

2. 施行年月日 平成18年4月1日

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(公印省略)

17国援第79号-22

平成18年3月23日

福岡県医師会長 殿

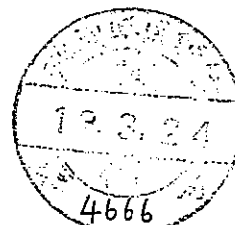
福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長
(施設医療係)

沖縄県医師国民健康保険組合規約の一部改正について(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、沖縄県福祉保健部長から通知がありましたので、お知らせします。





福医第2592号
平成18年3月14日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

沖縄県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

みだしのことについて、国民健康保険法第27条第2項の規定に基づき認可しましたので通知します。

なお、改正内容は別添のとおりですので、関係機関への周知につきましてはご配慮願います。



国保指導班 (香村)^{かむら}

TEL098(866)2169

FAX098(866)2714

規約改正条文対照表

改正条文	現行条文
(一部負担金) 第10条 (1) 医師組合員及び従業員組合員である被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規程による医療を受ける者を除く。)は、当該給付に要する費用の<u>10分の3</u>に相当する額とする。	(一部負担金) 第10条 (1) 医師組合員及び従業員組合員である被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規程による医療を受ける者を除く。)は、当該給付に要する費用の<u>10分の2</u>に相当する額とする。
(出産育児一時金) 第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として <u>350,000円</u>を支給する。 (以下省略)	(出産育児一時金) 第12条 組合は、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の組合員に対し、出産育児一時金として <u>300,000円</u>を支給する。 (以下省略)
(保険料の賦課額) 第17条 組合員は、保険料として、次の区分による額と組合員又は組合員世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規程する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)1人につき月額<u>3,300円</u>の合算額を、第19条に規程する納期に組合に納付しなければならない。 (1) 医師組合員 1人月額 24,000円 (2) 従業員組合員 1人月額 7,000円 (3) 組合員の世帯に属する被保険者 6,000円	(保険料の賦課額) 第17条 組合員は、保険料として、次の区分による額と組合員又は組合員世帯に属する被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規程する被保険者(以下この条において「介護納付金賦課被保険者」という。)1人につき月額<u>2,900円</u>の合算額を、第19条に規程する納期に組合に納付しなければならない。 (1) 医師組合員 1人月額 24,000円 (2) 従業員組合員 1人月額 7,000円 (3) 組合員の世帯に属する被保険者 6,000円



福医第2592号
平成18年3月22日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

沖縄県医師国民健康保険組合規約の一部改正について

みだしのことについて、平成18年3月14日付け福医第2592号で通知してありますが、施行期日は下記のとおりとなりますので通知いたします。

記

1. 組合規約改正の施行期日

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

但し、第10条の規定は平成18年10月1日から施行する。



国保指導班 (香村)^{かむら}

TEL098(866)2169

FAX098(866)2714